

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県東庄町長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。
③システムの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第100項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二第121項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉課福祉係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-79-0910
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課福祉係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-79-0910

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 評価書名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	本町は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	本町は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	臨時特別給付金事務処理システム、住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム	事後	
	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等臨時特別給付金、	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務課	健康福祉課	事後	
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務課長	健康福祉課長	事後	
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川14713番地131 0478-86-6082	健康福祉課福祉係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-79-0910	事後	
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総務課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川14713番地131 0478-86-6082	健康福祉課福祉係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-79-0910	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年6月15日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年6月15日時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月15日	令和6年3月1日	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月15日	令和6年3月1日	事後	